

住宅ローン金利優遇特約

住宅ローン金利優遇特約（以下「本特約」といいます）は、お客さまが住宅ローン金利優遇（以下「本特典」といいます）を利用する際に、「住宅ローン契約規定」（以下「本規定」といいます）に優先して適用されます。なお、本特約に定めのない事項および用語の定義については、本規定および当社が別途定める各取引規定に定めるところによるものとします。

第1条 本特典の内容

1. 当社は、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）が提供する商品に係るお客さまの利用状況（以下「利用状況」といいます）に応じて、以下各号に定める本特典のうちいずれか1つをお客さまに提供するものとします。
 - (1) スマホ優遇割
 - (2) スマホ／ネット／でんき優遇割
2. 本特典に係る借入金利の引下幅（以下、「住宅ローン金利優遇幅」といいます）は、借入日時点の住宅ローン金利優遇幅が適用されます。本契約後、当社は、お客さまの利用状況を毎月判定し、その結果に応じて、判定日の属する月の返済日翌日から本特典の種別を変更または廃止します。その際、住宅ローン金利優遇幅は変更日時点の住宅ローン金利優遇幅が適用されます。
3. 当社は、お客さまへの予告なく、当社の都合により本特典を変更（住宅ローン金利優遇幅の変更を含む）または終了することができるものとします。当社が、本特典を変更または終了する場合には、原則として当社所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。

第2条 本特典の適用条件

1. スマホ優遇割の適用条件
 - (1) お客さまが以下各号に定める金利タイプをご契約していること。
 - ① 変動金利
 - ② 固定金利（2年・3年・5年・10年・15年・20年・30年・35年）
 - (2) お客さまの当社口座とソフトバンクのアカウント（以下「ソフトバンクアカウント」といいます）の連携（以下「アカウント連携」といいます）がされていること。
 - (3) ソフトバンクが提供する iPhone/スマートフォンの回線をお客さま名義で契約していること。ただし、以下の契約は対象外となります。
 - ① ワイモバイル
 - ② LINEMO

- ③ 法人契約の回線
- ④ 携帯電話（フィーチャーフォン）
- ⑤ みまもりケータイ
- ⑥ キッズフォン
- ⑦ iPad（Wi-Fi + Cellular モデル）
- ⑧ タブレット
- ⑨ モバイル Wi-Fi ルーター
- ⑩ モバイルデータ通信対応パソコン

2. スマホ／ネット／でんき優遇割の適用条件

前項の他、以下に定める条件を満たすこと。

- (1) ソフトバンクが提供するインターネット回線（SoftBank 光・SoftBank Air）およびでんき（おうちでんき/自然でんき）の商品をお客さま名義で契約し、前号の iPhone/スマートフォン回線とモバイル合算請求（ソフトバンクの携帯電話料金と、SoftBank 光や SoftBank Air などの固定通信サービスの料金を 1 つの請求書にまとめて支払うことができるサービスを意味する。以下、本条において同じ。）を行うこと。なお、インターネット回線・でんきの契約名義がお客さまのご家族の場合でも、前号の iPhone/スマートフォンとモバイル合算請求を行うことで本号の条件を満たしているとみなします。また、でんきのモバイル合算請求ができない場合、前号の iPhone/スマートフォンに「おうち割 でんきセット」が適用されていることで、本号の条件を満たしているものとみなします。

第3条 本特典の終了

以下各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、当社は、お客さまへの本特典の提供を終了することができるものとします。

- (1) 理由のいかんにかかわらず、アカウント連携をした iPhone/スマートフォンの回線契約を解約、譲渡、承継または対象外機種および対象外ブランドへ変更した場合。
- (2) 本契約が終了した場合。
- (3) 本契約に基づく債務が履行されず、期限の利益を喪失した場合。
- (4) 本契約またはソフトバンクとお客さまとの間で締結したサービス契約に不正があったと当社が判断した場合。
- (5) 前各号に掲げるほか、本特典の提供を終了させる相当の事由が生じたと当社が判断した場合。

以上

【2025 年 5 月 30 日】